

# 林業・木材産業の成長産業化に向けた取組について

平成30年11月22日

**農林水産省**

# 林業・木材産業の成長産業化に向けた改革の工程表①

2018.11

(※) 私有人工林に係るものに限る

	2018年度	2019年度	2020年度～	10年後
原木生産の集積・拡大	<p>市町村における登記情報の収集、台帳原案作成等</p>	<p>林地台帳本格運用</p>	<p>森林所有者情報や境界情報の一元的な取りまとめ</p>	
	<p>本格運用開始に向けた市町村の取組状況(2018.9末) 【林地台帳原案の作成を終えた市町村数の割合:89%】</p>			
	<p>審議</p>	<p>施行準備</p>	<p>法に基づき、集積・集約化を推進</p>	
	<p>・H30.5.25森林経営管理法成立。関係政省令整備中(2018.12公布予定) ・都道府県・市町村向けの説明会開催中(65件実施(2018.10末))</p>			
	<p>条件の良い人工林等に対する路網整備の重点化／高性能林業機械の導入推進</p>			<p>(※) 国産材供給量28百万m<sup>3</sup>／林業全体の付加価値生産額500億円</p> <p>・私有人工林のうち5割につき、森林管理等に必要な水準 路網整備:24万km 高性能林業機械:1万台</p> <p>・私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積5割</p>
	<p>林業成長産業化総合対策等により、森林経営管理法を先取りし、新たな森林管理システムが導入される地域への路網整備・高性能林業機械の導入を重点的に支援中 【路網開設延長:約9千km / 機械導入:79台(2018見込)】</p>			
<p>意欲と能力のある林業経営者のリスト化</p>	<p>意欲と能力のある林業経営者の育成促進</p>			
<p>森林経営管理法を先取りし、意欲と能力のある林業経営者のリスト化を各県にて実施済</p>				
<p>長期・大口で国有林の立木の伐採・販売を可能とする法制度の整備を検討</p>		<p>左記手法のパイロット的な展開</p>		
<p>国有林の一定の区域で、意欲と能力のある林業経営者が立木を一定期間、安定的に伐採できる仕組みを創設するため、次期通常国会での提出に向け、関係法案を整備中(詳細はp.4)</p>				
流通全体の効率化	<p>簡素で効率的なサプライチェーン構築に向けた体制整備(SCM推進フォーラム設立等)</p>	<p>簡素で効率的な先導的サプライチェーンの構築/コーディネーターの育成</p>	<p>簡素で効率的なサプライチェーン構築の全国展開/コーディネーターの活動支援</p>	<p>国産材割合6割超 建築用材の</p>
		<p>需給情報の共有のための新たな技術の活用 (データベース整備等による情報共有化)</p>		
<p>・簡素で効率的なサプライチェーンの構築に向け、関連予算要求中(県単位でのSCM推進フォーラム設置、関係者間のマッチング、サプライチェーン構築のPR、アドバイザー派遣による全国への普及、各事業体情報のデータベース構築) ・SCM推進フォーラムの円滑な設置・運営に向け、31年度からの設置・運営に意欲のある県との打合せを開始</p>				

# 林業・木材産業の成長産業化に向けた改革の工程表②

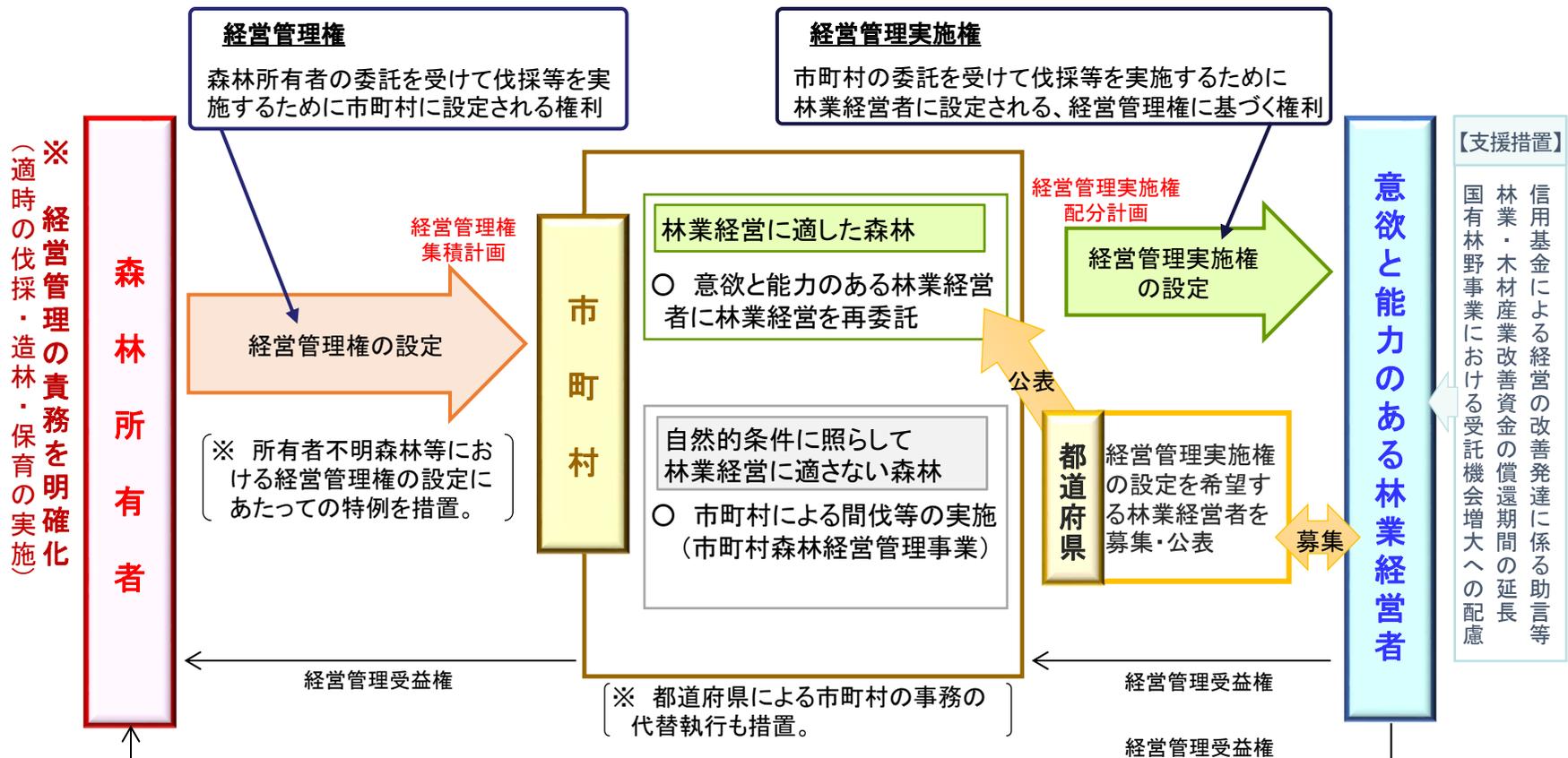
2018.11

(※) 私有人工林に係るものに限る

	2018年度	2019年度	2020年度～	10年後	
加工の生産性向上	製材工場、合板工場等の <b>大規模化・高効率化</b> 等の推進支援／加工機械等の開発		簡素で効率的なサプライチェーンと連動した大規模化・高効率化等の推進支援／開発された加工機械の普及	国産材割合6割超 建築用材の 国産材供給量28百万m <sup>3</sup> ／林業全体の付加価値生産額500億円	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 素材生産業者等と協定を締結し、原木の安定供給に取り組む製材工場・合板工場等について大規模化・効率化を推進【現状 原木1m<sup>3</sup>当たりの製材コスト7,000円/m<sup>3</sup> ⇒ 10年後(目標) 2割減】</li> <li>・ SCM推進フォーラムに参加する経営体の加工流通施設整備を優先支援する予算を要求中</li> </ul>				
木材の需要拡大・利用促進	木材利用促進の環境整備に向けたビルダー等への働きかけ	企業・ビルダー等による <b>国産材利用</b> の普及・定着		CLTの生産体制50万m <sup>3</sup> /年	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業による構造材・内装材への木材利用拡大に向けた諸課題に対応するWSN(ウッドソリューションネットワーク(事務局:農林中金))の活動に参画。</li> <li>・ 木造化の事例・メリットをアピールし、コンビニ・レストラン等での木材利用を促進。民間企業や行政等が連携し、都市部での中規模木造ビルの普及に向けた諸課題・対応策を検討する場を年度内に立ち上げるため準備中</li> </ul>				
	<b>外材からの代替需要獲得</b> に向けた技術開発等 (横架材、国産材2×4部材の開発等)		横架材として利用できる部材の普及・定着 国産材2×4部材の供給拡大・普及		
	<b>他資材からの代替需要獲得</b> に向けた技術開発等 (CLT建築物に取り組みやすい環境整備、木質耐火部材の開発等)		CLT建築物の普及・定着、 木質耐火部材の大臣認定仕様等の普及等		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低層住宅での需要拡大に向け、横架材等の製品・技術開発を支援する予算を要求中。</li> <li>・ 中高層建築物・低層非住宅建築物での需要拡大に向け、CLTを用いた建築実証等を支援。 【CLT生産体制 2017:6万m<sup>3</sup>/年 ⇒ 2018:8万m<sup>3</sup>/年 ⇒ 2020(目標):10万m<sup>3</sup> ⇒ 2024(目標):50万m<sup>3</sup>/年】 【CLT建築物竣工件数 2017:86件 ⇒ 2018:127件(予定)】</li> </ul>				
	バイオマス利用促進に向けた <b>地域内エコシステム</b> のモデルの構築		地域内エコシステムの全国展開		
25カ所のモデル構築を目指し、2020年度までに各地で実現可能性調査等を実施 【調査実施地域 2017:3地域 ⇒ 2018:8地域】					
輸出促進に向けた <b>丸太から製品輸出への転換の推進</b> と新たな輸出先国の開拓			高付加価値木材製品の輸出拡大		
木材製品の輸出拡大に向け、企業連携によるモデル的な取組等を支援 【林産物輸出額 2017:360億円(目標:2019 250億円)】					
意欲と能力のある林業経営者の育成を図るため、川上から川下に至るサプライチェーンの当事者が連携して行う、CLT等の活用や非住宅への国産材の利用など、新たな木材需要の開拓に資する取組を支援する仕組みの導入を検討(詳細はp.5)					

# 森林経営管理法(新たな森林管理システム)の概要

- 以下の措置を基本とする新たな森林管理の仕組みを講ずる。
  - ① 森林所有者に適切な経営管理を促すため、**経営管理の責務を明確化**するとともに
  - ② 森林所有者自らが**経営管理を実行できない場合**に、**市町村が経営管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託**する。
  - ③ **再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林**においては、**市町村が管理**を行う。



# 原木生産の集積・拡大に向けた改革

## 国有林野において木材を長期・安定的に供給する仕組みの方向性

### ① 現行の伐採等



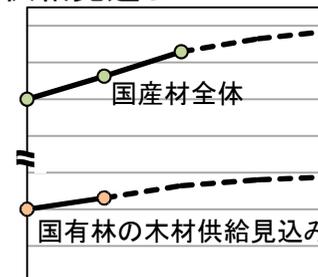
毎年個別に場所、時期、量を特定し、  
入札により事業者を決定

### ② 新たなスキーム



一定の区域で、意欲と能力のある林業経営者が  
立木を長期・安定的に伐採

(参考) 今後の林産物の  
供給見通し



H25-29 H30-34 H35-39 H40-44 H45-49

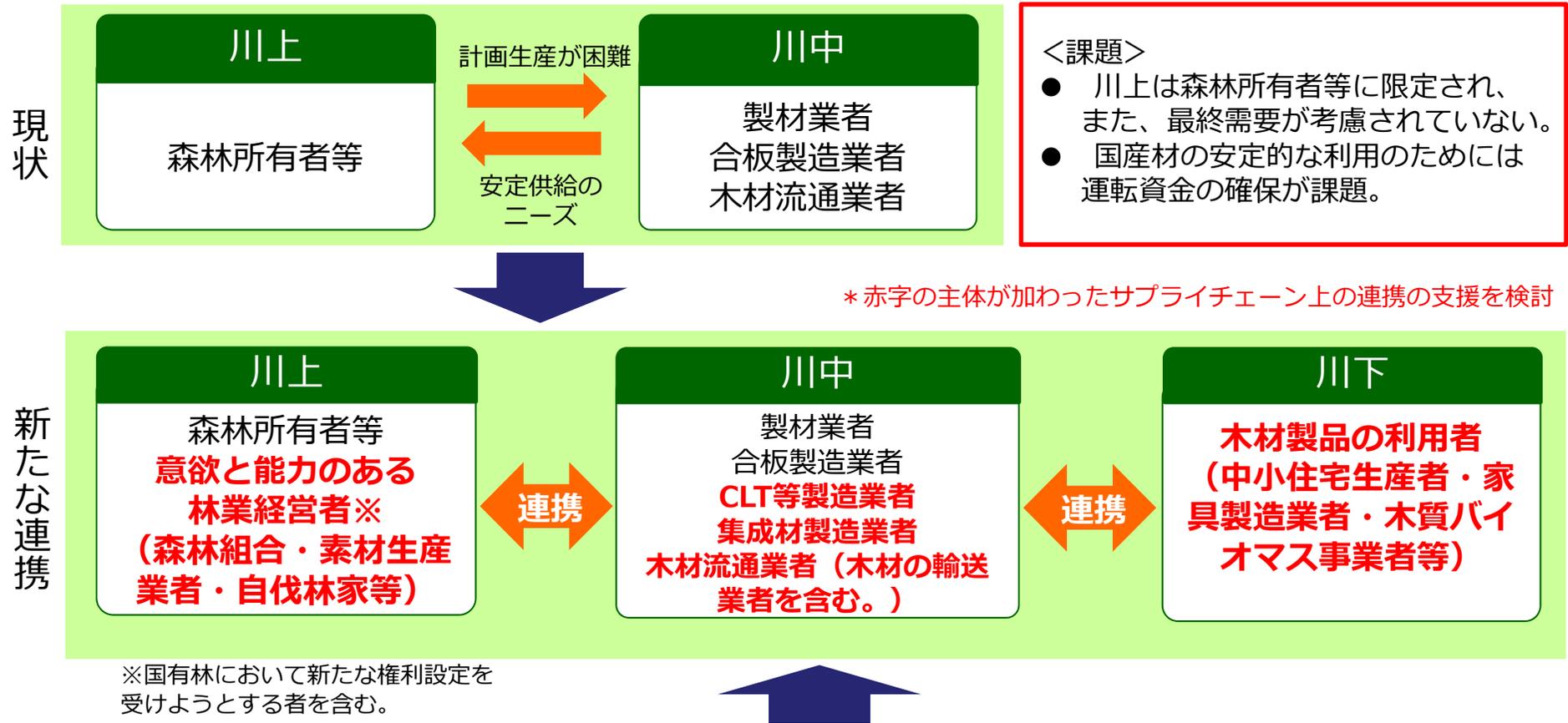
### 検討の方向性

- 従来の入札による立木の売買制度に加え、国有林野の資源状況等を踏まえ一定の区域を設定し、一定の期間内(10年間を基本とし、上限は50年間)、事業者が立木の伐採を行うことができる物権的権利を付与する制度を創設する。
- その際、長期・安定的に立木を独占して伐採できるといった権利の特色を踏まえ、権利の対価(長期・安定的に立木を独占して伐採することで期待される利益増加分の一部)について権利取得時に納入を求める。
- 対象の事業者は、森林経営管理法に定める意欲と能力のある林業経営者(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)及び同等の者(以下「意欲と能力のある林業経営者等」という。)とし、投資のみを目的とする者は対象としない。また、中小規模の事業者が共同して権利の設定を受け、地域で素材生産者、製材業者等の事業者が水平連携することを促進する。
- さらに、民有林からの供給を圧迫しないよう、木材の需要拡大を行う川中・川下事業者と連携する意欲と能力のある林業経営者等に限り本権利を設定する仕組みとする。  
(事業者の選定は、公募により、上記3及び4の要件を満たす者の中から、価格、事業者の信頼度等の点を勘案し決定する仕組みを検討。)
- 事業の実施に当たっては、具体的な施業の計画を作成し、国が認めた場合に伐採できる仕組みとする。その際、国有林野の公益的機能の確保が図られるよう措置する(例えば、伐採上限面積や伐採総量の上限設定など現行の国有林のルールを遵守)。  
また、施業の計画によらずに伐採を違法に行った場合は、権利を取り消すなどのペナルティ措置を講ずる。
- 主伐後の再造林を確実に実施するため、権利を有する林業経営者に伐採と再造林を一貫して行わせる。造林木は国の所有物となるため、国が経費を支出する。
- 意欲と能力を有する林業経営者等の育成を図るため、川上・川中の中小事業者に加えて、これらと連携して新たな木材需要の開拓に資する取組を行う中小川下事業者に対する資金供給を円滑化する。

# 木材の需要拡大・利用促進に向けた改革

(意欲と能力のある林業経営者(森林組合・素材生産業者・自伐林家等)の資金供給の円滑化の方向性)

意欲と能力のある林業経営者(森林組合・素材生産業者・自伐林家等)の育成を図るため、川上から川下に至るサプライチェーンの当事者が連携して行う、CLT等の活用や非住宅への国産材の利用など、新たな木材需要の開拓に資する取組を支援する仕組みの導入を検討。



\*赤字の主体が加わったサプライチェーン上の連携の支援を検討

連携した取組において、融資制度の拡充等、事業者への資金供給の円滑化を図る仕組みを検討。